

(別表)

特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査結果
(個人住民税に関する事務 全項目評価書の変更(案))

評価書に記載された、取扱う特定個人情報 ファイル	個人住民税賦課情報 ファイル	個人住民税収納情報 ファイル	個人住民税滞納情報 ファイル
【適合性】	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した 特定個人情報保護評価を実施しているか。		
(1) しきい値判断に誤りはないか。	—		
(2) 適切な実施主体が実施しているか。	—		
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。	—		
(4) 適切な時期に実施しているか。	特定個人情報ファイルを保有するまでに実施している。(適合)		
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得 られた意見を十分考慮した上で必要な 見直しを行っているか。	適切な方法(パブリックコメント)により意見を求めている。(適合)		
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事 務の実態に基づき、特定個人情報保護 評価書様式で求められる全ての項目に ついて検討し、記載しているか。	求められる全ての項目について検討、記載している。(適合)		
【妥当性】	特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針 に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認めら れるか。		
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実 施を担当する部署は、特定個人情報保 護評価の対象となる事務を担当し、リス クを軽減させるための措置の実施に責 任を負うことができるか。	—		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事 務の内容の記載は具体的か。当該事務 における特定個人情報の流れを併せて 記載しているか。	事務の記載内容は具体的である。(妥当)		
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセ スにおいて特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを、特定個 人情報保護評価の対象となる事務の実 態に基づき、特定しているか。	—		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ず べき措置についての記載は具体的か。	—		
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措 置は、個人のプライバシー等の権利利益 の侵害の未然防止、国民・住民の信頼 の確保という特定個人情報保護評価の 目的に照らし、妥当なものか。	—		
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保 護の宣言は、国民・住民の信頼の確保と いう特定個人情報保護評価の目的に照 らし、妥当なものか。	—		